

公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施

佐野市立小中学校等空調設備設置に係る整備手法検討支援業務委託について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和6年6月5日

佐野市長 金子 裕

1 業務概要

(1) 業務名

佐野市立小中学校等空調設備設置に係る整備手法検討支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「佐野市立小中学校等空調設備設置に係る整備手法検討支援業務委託仕様書」
(以下「仕様書」と言う。) のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

2 提案限度額等

(1) 提案限度額

18,000,000円以内とする。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。ただし、見積書を提出する際は、提案限度額を超えることはできません。

(2) 最低制限価格 無

3 提案書提出者に要求される資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 参加表明書提出時までにおいて、令和5・6年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿の「S-2コンサルティング」又は「S-3調査業務」の区分に登録されている者、又は登録申請が完了している者。
- (4) 佐野市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 応募法人の役員等は、佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)第2条第4項に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続き開始の申し立て

がなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (7) 本業務は、今後の設計及び工事要件、発注方針に関わる検討を行うため、受注者は、発注者の情報資産の安全性を確保するため、情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001 Information Security Management System）の認証を受けていること。
- (8) 本業務の受注及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会同士にある者、又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後、本事業に係る、設計・工事・維持管理の受注、PFI方式を採用した場合のSPCへの参画（SPCの資金調達やリスク管理に伴う保険の提供といったSPCの事業運営を含む）、リース方式を採用した場合におけるリース機関としての事業への参画及び、空調機器の販売・メンテナンスについて、一切関わるできない。
- (9) 国又は地方公共団体が発注した、小学校、中学校または義務教育学校における、空調設備の更新または導入事業において、空調方式及び事業方式の検討業務を履行した実績があること。
- (10) 国又は地方公共団体が発注した、小学校、中学校または義務教育学校における、コンストラクション・マネジメント業務（以下、「CM業務」という。）を履行した実績があること。※本公告・実施説明書でのCM業務とは、国土交通省「地方公共団体におけるプリア型CM方式活用ガイドライン」（令和2年9月）の表3-1「建築事業におけるCMの業務内容」に示された共通業務、基本計画・調査段階、設計段階、工事段階における、いずれかの業務とする。
- (11) 仕様書に示す技術者を配置することができること。

4 契約候補者を特定するための評価基準

- (1) 提案評価
- (2) 価格評価
- (3) プレゼンテーション

※配点等の詳細については、実施説明書による。

5 手続等

- (1) 実施説明書等の配布方法

応募者は、実施説明書等を佐野市のホームページからダウンロードすること。

アドレス <https://www.city.sano.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア. 提出期限 令和6年6月17日(月)午後5時(必着)

イ. 提出場所 佐野市教育部 学校管理課 学校施設係

ウ. 提出方法

①持参又は郵送とする。郵送の場合は、「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。また、郵送した旨の電話連絡をすること。

②持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

エ. その他 その他詳細は、実施説明書による。

(3) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア. 提出期限 令和6年7月22日(月)午後5時(必着)

イ. 提出場所 佐野市教育部 学校管理課 学校施設係

ウ. 提出方法

①持参又は郵送とする。郵送の場合は、「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。また、郵送した旨の電話連絡をすること。

②持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

エ. その他 その他詳細は、実施説明書による。

6 スケジュール

実施内容	実施時期（令和6年度）
実施手続き開始の公告、実施説明書の交付	6月5日（水）
実施説明書の質問受付締切	6月12日（水）
上記質問回答	6月14日（金）（予定）
参加表明書の提出期限	6月17日（月）
仕様書等の質問受付締切	6月19日（水）
上記質問回答	6月28日（金）（予定）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知	6月21日（金）（予定）
提出意思確認書の提出期限	6月28日（金）
提案書の提出期限	7月22日（月）
プレゼンテーション及び質疑応答	7月30日（火）

特定・非特定通知書の通知	8月 2日（金）
契約締結	8月 6日（火）（予定）

7 プレゼンテーション及び質疑応答について

- （１）日 時 令和6年7月30日（火）
- （２）場 所 佐野市役所（栃木県佐野市高砂町1番地）（予定）
- （３）実施方法 詳細は、実施説明書による。

8 その他

- （１）本業務における契約保証金は免除する。
- （２）契約書作成の要否:要
- （３）虚偽の内容が記載されている参加表明書又は提案書は、無効とする。
- （４）提案に対するプレゼンテーションを実施する。
- （５）詳細は実施説明書による。

9 問い合わせ（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
 佐野市教育部学校管理課学校施設係
 TEL 0283-20-3051（直通） FAX 0283-20-3032
 e-mail : gakkoukanril@city.sano.lg.jp